

契約の保証及び前払金保証の電子化について

今後、下記のとおり電子による取り扱いを開始しますので、お知らせします。具体的な手続きについては、各保証機関（保険事業会社、損害保険会社）にご確認ください。

なお、紙の証書（証券）についても引き続き取扱います。

記

1 対象

	保証事業会社 (西日本建設業保証(株) 等)	損害保険会社
契約の保証	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金（中間前払金）保証	前払金保証証書	—

* 委託契約における手続きについては、発注担当課までお問い合わせください。

* 外郭団体における取り扱いの有無については、当該団体に直接お問い合わせください。

2 方法

(1) 保証事業会社（契約の保証、前払金（中間前払金）保証）

発行された保証契約番号、認証キーを電子メール本文に記載、または添付ファイル（様式自由）にて以下のアドレス宛提出のうえ、到達確認の電話を行ってください。

〔 前払金（中間前払金）については、申請に必要な書類をあわせてメールで送付することができます。詳細は「前払金の交付申請・請求について」をご確認ください。 〕

(2) 損害保険会社（契約の保証）

発行された PDF 形式の証券（証書） を電子メールに添付し、以下のアドレスに加え、送信先の CC（複写）欄に保険会社から指定されたアドレスを入力して提出のうえ、到達確認の電話を行ってください。

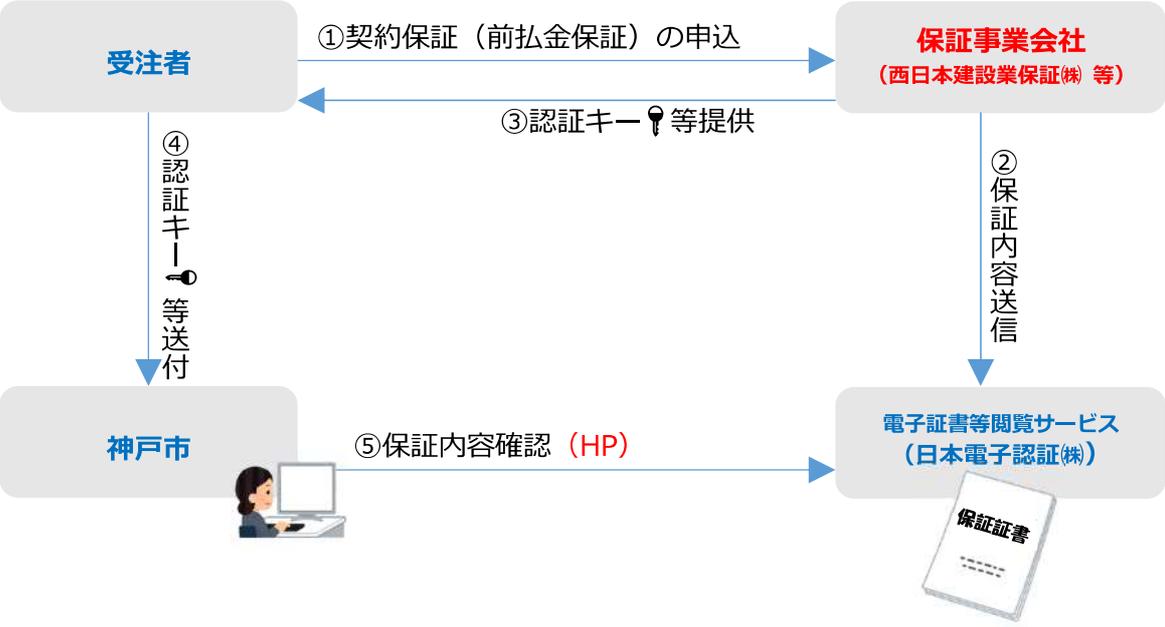
3 提出先（損害保険会社の場合は、あわせて CC（複写）欄にも入力してください）

- ・ 契約監理課 : keiyaku-kouji@office.city.kobe.lg.jp 078-322-5147
- ・ 水道局 : wbsoumu_keiyaku@office.city.kobe.lg.jp 078-322-5880
- ・ 交通局 : kotsu-keiyaku@office.city.kobe.lg.jp 078-984-0104

4 適用対象

令和 4 年 12 月 1 日以降に公告、指名又は見積依頼を行う工事及び建設コンサルタント業務

保証事業会社の場合



損害保険会社の場合

